

平成 2 4 年第 4 回 泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成24年12月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号））	1
議案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	15
議案	2	損害賠償の額の決定及び和解について	19
議案	3	指定管理者の指定について	23
議案	4	泉州南消防組合理約の変更に係る協議について	27
議案	5	泉南市・泉佐野市関西国際空港本島の消防事務に関する事務の委託の廃止について	31
議案	6	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置について	35
議案	7	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案	8	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案	9	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	51

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	10	泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案	11	平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)	77
議案	12	平成23年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	107
議案	13	平成23年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	109
議案	14	平成23年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	111
議案	15	平成23年度大阪府泉南市信達市場(久堀池)財産区会計歳入歳出決算認定について	113
議案	16	平成23年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	115
議案	17	平成23年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	117
議案	18	平成23年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	119
議案	19	平成23年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	121
議案	20	平成23年度大阪府泉南市新家高野・野口(大掛)財産区会計歳入歳出決算認定について	123

議案	21	平成23年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	125
議案	22	平成23年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	127
議案	23	平成23年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	129
議案	24	平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	131
議案	25	平成23年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	133
議案	26	平成23年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	135
議案	27	平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	137
議案	28	平成23年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	139
議案	29	平成23年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	141

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）

専決理由

平成24年11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について予算措置する必要が生じたことから、歳入歳出予算の補正について専決処分したものである。

専決甲第8号

平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,900,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(15)府支出金		1,691,796	27,082	1,718,878
	3)府委託金	82,337	27,082	109,419
歳入	合計	21,873,724	27,082	21,900,806

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,254,847	27,082	2,281,929
	4) 選挙費	73,129	27,082	100,211
歳 出	合 計	21,873,724	27,082	21,900,806

平成 2 4 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 5 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 府支出金		1,691,796	27,082	1,718,878			
(3) 府委託金		82,337	27,082	109,419			
	1) 総務費委託金	81,173	27,082	108,255	7. 衆議院議員総選挙 委託金	27,082	
歳 入 合 計		21,873,724	27,082	21,900,806			

款 15 府支出金 項 3 府委託金 目 1 総務費委託金

歳 出

款 2 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,254,847	27,082	2,281,929	27,082			
				府支出金 27,082			
(4)選 挙 費	73,129	27,082	100,211	27,082			
				府支出金 27,082			
5) 衆議院議員総選挙費		27,082	27,082	27,082			
				府支出金 27,082			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	1,234		
				3. 職員手当等	12,676		
				7. 賃 金	1,521		
				8. 報 償 費	210		
				9. 旅 費	12		
				11. 需 用 費	979		
				12. 役 務 費	1,929		
				13. 委 託 料	5,609		
				14. 使用料及び賃借料	988		
				16. 原材料費	34		
				18. 備品購入費	1,890		
[1] 衆議院議員総選挙事業		27,082	27,082	27,082		選挙管理委員会事務局	
				府支出金 27,082			
				[衆議院議員総選挙 委託金 27,082]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	1,234	投票管理者報酬 投票立会人報酬 開票管理者報酬	300 552 25

					開票立会人報酬	230	
					期日前投票所の投票管理者報酬	127	
				3. 職員手当等	12,676	超勤手当	
				7. 賃 金	1,521	アルバイト賃金	
				8. 報 償 費	210	ポスター掲示場設置箇所謝礼	
				9. 旅 費	12	費用弁償	2
						普通旅費	10
				11. 需 用 費	979	消耗品費	338
						燃料費	14
						食糧費	191
						印刷製本費	420
						被服費	16
				12. 役 務 費	1,929	郵便料	1,503
						電話料	14
						し尿汲取手数料	10
						コピーパフォーマンス料	84
						速報電話架設料	117
						ポスター掲示場賠償責任保険料	12
						器具点検料	169
						選挙事務従事者等傷害保険料	20
				13. 委 託 料	5,609	電算委託料	1,997
						選挙公報配布委託料	819
						ポスター掲示場設置及び撤去委託料	2,688
						折込チラシ委託料	105
				14. 使用料及び賃借料	988	駐車通行料	6
						器具借上料	440
						会場借上料	542
				16. 原材料費	34		
				18. 備品購入費	1,890	選挙用備品購入費	
歳 出 合 計	21,873,724	27,082	21,900,806	27,082			
				府支出金	27,082		

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 5 衆議院議員総選挙費

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,559,868		8,559,868	39.1
(2) 地方譲与税	151,200		151,200	0.7
(3) 利子割交付金	21,600		21,600	0.1
(4) 配当割交付金	17,600		17,600	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,400		5,400	—
(6) 地方消費税交付金	634,400		634,400	2.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,000		49,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	66,300		66,300	0.3
(9) 地方特例交付金	50,200		50,200	0.2
(10) 地方交付税	2,562,424		2,562,424	11.7
(11) 交通安全対策特別交付金	12,204		12,204	0.1
(12) 分担金及び負担金	239,105		239,105	1.1
(13) 使用料及び手数料	374,120		374,120	1.7
(14) 国庫支出金	3,617,244		3,617,244	16.5
(15) 府支出金	1,691,796	27,082	1,718,878	7.8
(16) 財産収入	36,387		36,387	0.2
(17) 寄 附 金	1,120		1,120	—
(18) 繰 入 金	532,622		532,622	2.4
(19) 諸 収 入	240,769		240,769	1.1
(20) 市 債	2,182,400		2,182,400	10.0
(22) 繰 越 金	827,965		827,965	3.8

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	21,873,724	27,082	21,900,806	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	306,801		306,801	1.4
(2) 総務費	2,254,847	27,082	2,281,929	10.4
(3) 民生費	9,699,285		9,699,285	44.3
(4) 衛生費	1,537,427		1,537,427	7.0
(5) 農林水産業費	133,995		133,995	0.6
(6) 商工費	62,093		62,093	0.3
(7) 土木費	1,304,265		1,304,265	5.9
(8) 消防費	869,450		869,450	4.0
(9) 教育費	1,750,263		1,750,263	8.0
(10) 公債費	2,950,502		2,950,502	13.5
(11) 諸支出金	923,596		923,596	4.2
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	61,200		61,200	0.3
歳出合計	21,873,724	27,082	21,900,806	100.0

議案第1号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所	泉南市岡田六丁目25番23号
氏 名	山 野 良 太 郎（やまの りょうたろう）
生年月日	昭和23年1月26日
職 業	無 職

提案理由

現委員の山野良太郎氏は、平成24年12月25日をもって任期満了となるが、泉南市公平委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

山 野 良 太 郎 氏 経 歴

昭和41年	3月	大阪府立泉南高等学校卒業	
同	41年	7月	泉南町採用
同	61年	10月	泉南市選挙管理委員会事務局長
平成	5年	4月	泉南市市長公室次長
同	12年	4月	泉南市水道部長
同	15年	4月	泉南市都市整備部長
同	16年	3月	泉南市退職
同	16年	12年	泉南市公平委員会委員就任（現在に至る。）

議案第 2 号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

記

1 相手方

住所 泉南市新家 3 0 2 7 番地

氏名 株式会社 山田設備

代表取締役 山田 淳

2 事案の概要

平成 2 4 年 7 月 2 0 日午前、新家 3 0 2 7 番地にて、当日の降雨により、新家川沿いの農業用水路が溢れ出し、同番地内の資材用倉庫に浸水し、倉庫内にあった事業用資機材に損害を与えたため、所有者である相手方に対し、損害を賠

償し、和解するものである。

3 損害賠償額

2,956,150円

4 和解条項

泉南市（以下「甲」という。）は、株式会社山田設備（以下「乙」という。）に対し、事故の賠償金として2,956,150円の支払い義務があることを認める。

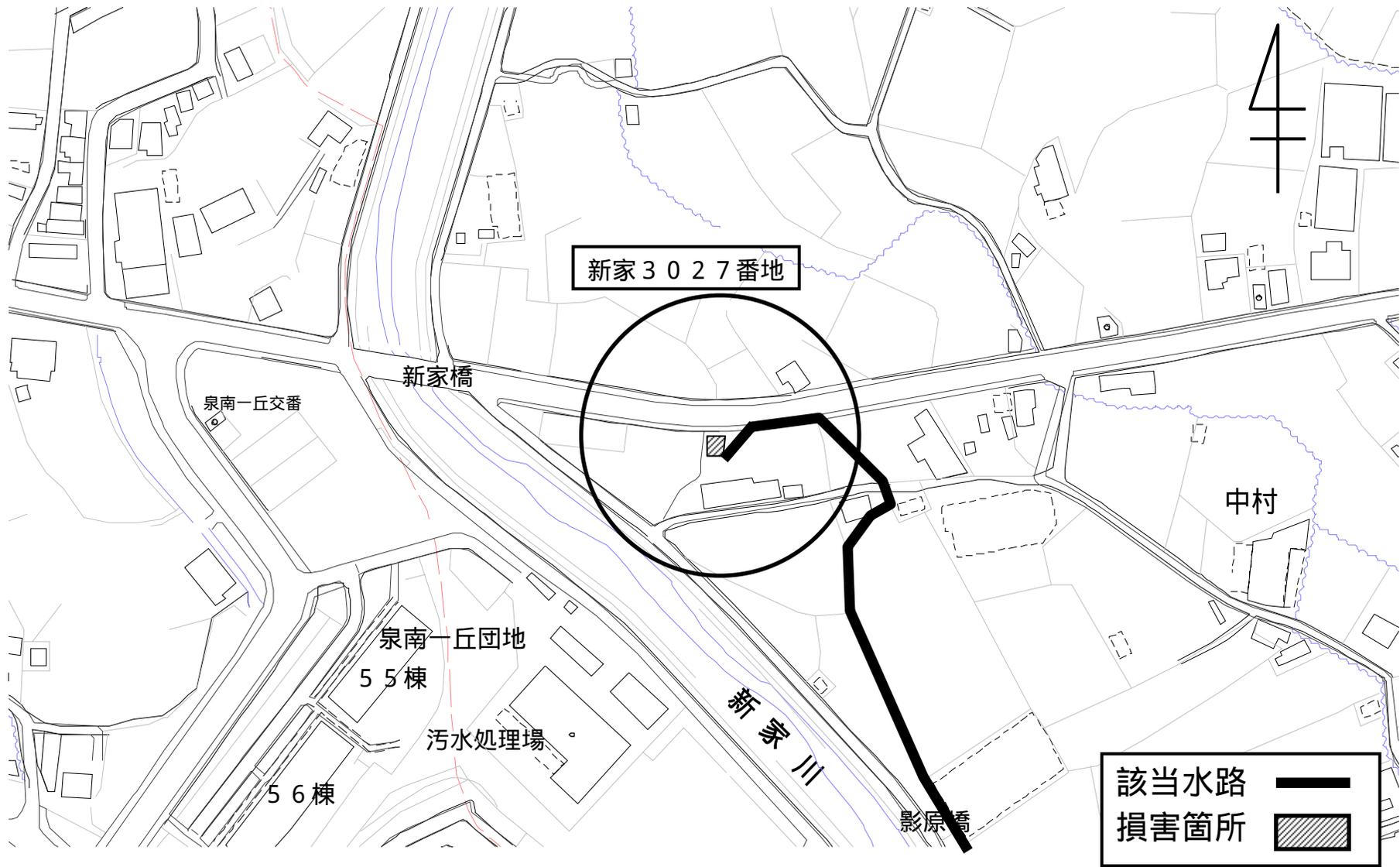
甲は、乙に対し、前項の金員を、市議会定例会の承認を受けた後速やかに乙の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。

乙は、甲に対するその余の請求を放棄する。

甲、乙双方は、上記事故に関する損害賠償金支払について、本和解条項に定めるものの他、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 損害賠償の責任が生じた理由

農業用水路の管理上において起きた事故であり、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条の規定により、被害者に対し損害賠償の責任が生じた。



議案第 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市総合交流拠点施設
- 2 指定管理者となる団体
泉南市樽井六丁目 2 2 番 3 号
株式会社 輝光
代表取締役 山内 洋
- 3 指定の期間
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 3 号参考

株式会社 輝光の概要

設立年月日 平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日

団体の目的 泉南市の有する地域資源を活用し、産業の振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

事業の概要 泉南市の有する農産品や特産品等の地域資源を活用した産業振興及び地域活性化についての調査及び研究

資本金 1, 7 0 0 万円

議案第4号

泉州南消防組合格約の変更に係る協議について

泉州南消防組合格約（平成24年11月14日大阪府知事許可）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

平成24年第3回市議会定例会で議会の承認を得た泉州南消防組合格約について、附則の一部を変更する必要があるため、3市3町で協議するにあたり議会の議決を求めるものである。

泉州南消防組合同規約の一部を変更する規約

泉州南消防組合同規約（平成24年11月14日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第1項ただし書中「平成25年3月31日」を「平成25年4月1日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（事務の承継）

- 3 泉州南消防組合は、平成25年3月31日をもって解散する阪南岬消防組合の事務を承継する。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可があった日から施行する。

議案第 5 号

泉南市・泉佐野市関西国際空港本島の消防事務に関する事務の委託の廃止について

泉佐野市に委託した関西国際空港本島の消防事務に関する事務の委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により泉佐野市と協議するにつき、同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町による泉州南消防組合が平成 25 年 4 月 1 日から関西国際空港本島の消防事務を開始することに伴い、現在泉佐野市に委託している関西国際空港本島の消防事務の事務委託を廃止することについて、泉佐野市と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

泉南市・泉佐野市関西国際空港本島の消防事務の委託に関する規約を廃止する規約

泉南市・泉佐野市関西国際空港本島の消防事務の委託に関する規約（平成4年3月12日議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 6 号

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する協議について

3市3町による広域福祉課を共同設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7条第1項の規定により泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町と協議するにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

社会福祉法人等の指導、監査等について効率的な行政運営を図る必要から、3市3町による広域福祉課を設置するにあたり、議会の議決を求めるものである。

泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約

(設置)

第1条 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第158条第1項に規定する内部組織を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する内部組織の名称は、広域福祉課とする。

(処理する事務)

第3条 広域福祉課は、次に掲げる事務のうち、関係市町の長が協議により定めるものを処理する。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき大阪府から関係市町が移譲を受けた事務のうち、福祉に関するもの

前号に掲げるもののほか、関係市町の権限に属する事務のうち、福祉に関するもの

(執務場所)

第4条 広域福祉課の執務場所は、大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3泉佐野市役所内とする。

(職員の選任方法)

第5条 広域福祉課の職員は、関係市町の長の協議により定める職員の候補者の中から、泉佐野市（以下「幹事市」という。）の長がこれを選任する。

2 広域福祉課の職員の定数は、関係市町の長が協議して定める。

3 幹事市の長は、第1項の規定により職員を選任した場合は、速やかにその旨を幹事市を除く関係市町（以下「他の関係市町」という。）の長に通知しなければならない。

4 幹事市の長は、広域福祉課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他の関係市町の長に通知するとともに、第1項の規定により広域福祉課の職員を選任する。

(負担金)

第6条 広域福祉課に関する関係市町の負担金の額は、関係市町の長が協議して定める。

2 他の関係市町は、前項の規定による負担金を、幹事市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町の長が協議して定める。

(予算)

第7条 広域福祉課に関する予算は、幹事市が定め、同市の一般会計に計上する。

(決算)

第8条 幹事市の長は、広域福祉課に関する決算を幹事市の議会の認定に付したときは、当該決算を他の関係市町の長に報告しなければならない。

(関係市町の諸規程)

第9条 関係市町の長は、広域福祉課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。

(職員の身分の取扱い)

第10条 広域福祉課の職員は、幹事市の職員の身分として取り扱う。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、広域福祉課の処理する事務に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 7 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の
制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

規則又は要綱により設置している会議体について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）による執行機関の附属機関として設置根拠の条例化と委員報酬の額についても条例で規定する必要から、本条例を提案する。

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 泉南市附属機関に関する条例 (昭和 4 6 年泉南市条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「もしくは、これに基づく政令」を削り、「別表の」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

市長の附属機関 (別表第 1)

教育委員会の附属機関 (別表第 2)

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

附属機関	担当事務
泉南市総合計画審議会	市の総合基本計画についての審議に関する事項
泉南市住居表示審議会	住居表示についての調査、審議に関する事項
泉南市不動産評価審議会	市の不動産の取得又は処分及び物件移転等の補償についての価格の調査審議に関する事項
泉南市公害対策審議会	市の公害対策についての調査、審議に関する事項
泉南市ホテル等建築審議会	旅館業又は風俗営業を行う施設の建築についての調査審議に関する事項

泉南市指定管理者管理運営施設第3者評価委員会	指定管理者管理運営施設の管理運営についての評価に関する事項
(仮)泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会	火葬場建設事業の審査についての審査評価に関する事項
泉南市廃棄物減量推進協議会	廃棄物の減量並びに資源の分別及び再利用の調査、研究及び啓発に関する事項
泉南市総合交流拠点施設指定候補者選定委員会	総合交流拠点施設の指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項
泉南市地域福祉計画策定委員会	市の地域福祉計画の策定に関する事項
泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会	市のひとり親家庭等自立促進計画の策定に関する事項
泉南市生活保護行政適正化推進委員会	生活保護の適正化及び改善に関する事項
泉南市民生委員推薦会	民生委員候補者の推薦に関する事項
泉南市高齢者保健福祉計画推進委員会	市の高齢者保健福祉計画の進行管理及び見直しに関する事項
泉南市障害福祉計画等策定検討委員会	市の障害福祉計画及び障害者計画の策定に関する事項
泉南市自立支援協議会	障害者の自立に向けた支援に関する事項
泉南市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営及び職員の確保に関する事項
泉南市地域密着型サービスの運営に関する委員会	地域密着型サービスの指定、指定基準及び介護報酬並びに運営評価に関する事項
泉南市認知症支援ネットワーク会議	認知症の知識の普及及び啓発、認知症高齢者等の支援並びに関係機関の連携に関する事項
泉南市総合福祉センター指定候補者選定委員会	総合福祉センターの指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項

泉南市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否判定審査に関する事項
泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会	市の次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関する事項
泉南市立公立保育所民営化検討委員会	公立保育所の民営化についての検討に関する事項
泉南市立保育所指定候補者選定委員会	公立保育所の指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項
泉南市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見及び保護又は要支援児童への支援のための関係機関の連携に関する事項
泉南市医療問題懇談会	地域医療についての調査及び協議に関する事項
泉南市民健康づくり推進協議会	健康づくりについての企画、推進及び評価に関する事項
泉南市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の調査に関する事項
泉南市主要建設事業再評価委員会	市の実施する建設事業の再評価に関する事項
泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会	樽井駅バリアフリー基本構想についての調査、策定に関する事項
泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会	新家駅バリアフリー基本構想についての調査、策定に関する事項

別表第 2（第 2 条関係）

附属機関	担当事務
泉南市教育委員会評価委員会	教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する事項
泉南市立市民体育館等指定候補者選定委員会	市民体育館、双子川テニスコート及び市民球場の指定管理者の候補

	となる団体の選定に関する事項
泉南市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正についての総合的施策の審議に関する事項
泉南市学校プール一般開放安全委員会	学校プール一般開放事業の安全性の確保に関する事項
泉南市立文化ホール指定候補者選定委員会	文化ホールの指定管理者の候補となる団体の選定に関する事項
泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会	子ども読書活動推進計画についての調査、審議に関する事項
泉南市就学支援委員会	心身に障害のある子どもの就学に対する教育的支援についての調査及び審議に関する事項
泉南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	義務教育諸学校の教科用図書の選定に係る調査及び研究に関する事項

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中特別土地保有税審議会委員の項を削り、都市計画審議会委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

指定管理者管理運営施設第3者評価委員会委員	日額 7,500円
(仮)泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会委員	日額 7,500円
廃棄物減量推進協議会委員	日額 7,500円
総合交流拠点施設指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
地域福祉計画策定委員会委員	日額 7,500円
ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員	日額 7,500円
生活保護行政適正化推進委員会委員	日額 7,500円

高齢者保健福祉計画推進委員会委員	日額 7,500円
障害福祉計画等策定検討委員会委員	日額 7,500円
自立支援協議会委員	日額 7,500円
地域包括支援センター運営協議会委員	日額 7,500円
地域密着型サービスの運営に関する委員会委員	日額 7,500円
認知症支援ネットワーク会議委員	日額 7,500円
総合福祉センター指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員	日額 7,500円
公立保育所民営化検討委員会委員	日額 7,500円
保育所指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
要保護児童対策地域協議会委員	日額 7,500円
医療問題懇談会委員	日額 7,500円
健康づくり推進協議会委員	日額 7,500円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 7,500円
主要建設事業再評価委員会委員	日額 7,500円
樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員	日額 7,500円
新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員	日額 7,500円
教育委員会評価委員会委員	日額 7,500円
学校給食センター運営委員会委員	日額 7,500円

市民体育館等指定候補者選定委員会委員	日額	7,500円
学校プール一般開放安全委員会委員	日額	7,500円
文化ホール指定候補者選定委員会委員	日額	7,500円
子ども読書活動推進計画検討委員会委員	日額	7,500円
就学支援委員会委員	日額	7,500円
義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員	日額	7,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 1 1 5 号）及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 1 8 号）が公布されたことに伴い、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第87条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 削除

附則第9条第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第15条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第15条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の2の改正規定 平成25年1月1日

(2) 第87条の改正規定及び附則第9条の改正規定 平成25年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（以下

「旧条例」という。) 第42条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例附則第6条の2に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであつた市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第9号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

大阪府知事の権限に属する事務である屋外広告物事務の一部について、平成25年1月1日から本市へ権限移譲が行われることに伴い、当該事務に係る手数料について新たに定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中26の項から48の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項の次に次のように加える。

26	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく申請に対する許可	アドバルーンは1個につき650円、広告幕は1枚につき350円、立看板は1枚につき200円、はり紙又ははり札は100枚につき250円、広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む。）のうち2平方メートル未満のものは1件につき450円、2平方メートル以上5平方メートル以下のものは1件につき1,000円、5平方メートルを超えるものは1件につき1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加算した額
----	----------------------------------	--

第3条の見出し中「計算方法」を「計算方法等」に改め、同条中「計算方法」を「計算方法等」に改め、同条第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の2号を加える。

前条の表26の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。

前条の表26の項で政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他

の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の表第26の項並びに第3条第3号及び第4号の規定は、前項の施行の日以後に申請又は請求を受理するものから適用し、同日前までに申請又は請求を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第 10 号

泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

大阪府知事の権限に属する事務である火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく手数料の徴収事務について、平成 25 年 3 月 1 日から本市へ権限移譲が行われることに伴い、当該事務に係る手数料について新たに定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

泉南市危険物規制事務手数料条例（平成12年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉南市消防事務手数料条例

第1条中「及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）の規定に基づく危険物規制」を「、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）、「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）の規定に基づく消防」に改める。

別表に次のように加える。

9	火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に対する審査		220,000円
10	火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	(1)競技用紙雷管のみの販売営業	25,000円
		(2)その他の販売営業	110,000円
11	火取法第12条第1項の規定に	(1)火薬庫の設置又は移転	73,000円

	基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査	(2)火薬庫の構造又は設備の変更		8,300 円	
1 2	火取法第15条第1項及び第2項の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第1項及び第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	(1)火薬類の製造施設の完成検査		41,000 円	
		(2)火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事	41,000 円	
			構造又は設備の変更の工事	23,000 円	
1 3	火取法第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査	(1)火薬類の譲渡し		1,200 円	
		(2)火薬類の譲受け	火工品のみ	2,400 円	
			その他のもの	火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	3,500 円
				その他の場合	6,900 円
1 4	火取法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	(1)申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合		12,000 円	
		(2)その他の場合		25,000 円	
1 5	火取法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可の申請に対する審査	煙火の消費		7,900 円	

1 6	火取法第35条第1項の規定に基づく特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査			41,000 円
1 7	高圧法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1)高圧法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、18の項及び24の項において同じ。)が1,000万立方メートル以上の設備	560,000 円
			処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	340,000 円
			処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	220,000 円
			処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000 円
			処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	110,000 円
			処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	86,000 円
			処理容積が1,000立方メートル以上	68,000 円

	5,000立方メートル未満の設備	
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	54,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	31,000円
(2) 高压法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上	13,000円

			5,000立方メートル未満の設備	
			処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000 円
			処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400 円
		(3) 高压法第5条第1項第2号に該当する者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000 円
			冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000 円
			冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	68,000 円
			冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000 円
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000 円
18	高压法第14条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する	(1) 高压法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した	370,000 円

審査	のみを使用し て高圧ガスの 製造をする者 を除く。)	容積。以下この項において同じ。)に 比して1,000万立方メートル以上増加 する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して100万立方メートル以上1,000 万立方メートル未満増加する場合	220,000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して50万立方メートル以上100万 立方メートル未満増加する場合	150,000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して10万立方メートル以上50万立 方メートル未満増加する場合	93,000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満増加する場合	69,000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して5,000立方メートル以上2万 5,000立方メートル未満増加する場合	61,000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積 に比して1,000立方メートル以上5,000	57,000 円

	立方メートル未満増加する場合	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000 円
	その他の場合	16,000 円
(2) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	53,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合	44,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	31,000 円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	18,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	1,2000 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	8,200 円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100 円
	その他の場合	3,200 円
(3) 高圧法第5	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力	69,000 円

		条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。)に比して3,000トン以上増加する場合	
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
			変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
			その他の場合	16,000円
19	高圧法第16条第1項の規定に			25,000円

	基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		
20	高圧法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	(1) 変更後の貯蔵容積（貯蔵することができる高圧ガスの容積をいう。）が変更前の貯蔵容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の貯蔵容積から当該撤去する設備に係る貯蔵容積を控除した容積）に比して増加する場合	14,000 円
		(2) その他の場合	11,000 円
21	高圧法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(1) 高圧ガスの製造のための施設	17の項の手数料の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条

			の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
		(2) 第一種貯蔵所	18,750 円
2 2	高圧法第 20 条第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(1) 高圧ガスの製造のための施設	1 8 の項の手数料の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額（高圧法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液石法第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

		(2) 第一種貯蔵所		20の項の手数料の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額
23	高圧法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	(1) 容積1,000立方メートル以上（液化石油ガスにあっては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査		27,000円
		(2) 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化石油ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査		21,000円
		(3) 容積300立方メートル未満（液化石油ガスにあっては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査		13,000円
24	高圧法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	(1) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
			処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	370,000円
			処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	250,000円
			処理容積が10万立方メートル以上	150,000円

	50万立方メートル未満の設備	
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	120,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	95,000円
	処理容積1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	33,000円
(2) 高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	64,000円

もの	処理容積が50万立方メートル以上 100万立方メートル未満の設備	47,000 円	
	処理容積が10万立方メートル以上 50万立方メートル未満の設備	31,000 円	
	処理容積が 2 万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000 円	
	処理容積が5,000立方メートル以上 2 万5,000立方メートル未満の設備	20,000 円	
	処理容積が1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	15,000 円	
	処理容積が200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	12,000 円	
	処理容積が100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	7,700 円	
	(3) 高圧法第 5 条第 1 項第 2 号に該当 する同項の許可を 受けた者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000 円
		冷凍能力が1,000トン以上3,000ト ン未満の設備	95,000 円
冷凍能力が300トン以上1,000トン		76,000 円	

			未満の設備	
			冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000 円
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000 円
2 5	高圧法第 5 0 条第 3 項の規定に基づく容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査			16,000 円
2 6	高圧法第 5 4 条第 2 項の規定に基づく容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1 本につき		1,400 円
2 7	液石法第 3 条第 1 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査			31,000 円
2 8	液石法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に供する事務	(1) 謄本の交付 1 通につき		630 円
		(2) 閲覧 1 回につき		460 円
2 9	液石法第 2 9 条第 1 項の規定に			6,900円に新たに行う

	基づく保安機関の認定の申請に対する審査		保安業務区分の数を乗じて得た額に34,000円を加算した金額
30	液石法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に14,000円を加算した金額
31	液石法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に20,000円を加算した金額
32	液石法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(1)当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
		(2)当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合	80,000円
		(3)当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円
33	液石法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

	審査		
3 4	液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
3 5	液石法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	(1)液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の

			数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
		(2)液石法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
36	液石法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査		28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額

37	液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査		19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
38	液石法第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査	(1)液石法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
		(2)液石法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
39	液石法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査		27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

議案第 1 1 号

平成 2 4 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 4 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 8 , 8 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 , 2 6 9 , 6 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		50,200	△1,113	49,087
	1) 地方特例交付金	50,200	△1,113	49,087
(10) 地方交付税		2,562,424	124,030	2,686,454
	1) 地方交付税	2,562,424	124,030	2,686,454
(12) 分担金及び負担金		239,105	2,722	241,827
	1) 負担金	200,432	2,722	203,154
(14) 国庫支出金		3,617,244	18,454	3,635,698
	1) 国庫負担金	3,412,294	16,824	3,429,118
	2) 国庫補助金	188,713	1,630	190,343
(15) 府支出金		1,718,878	25,684	1,744,562
	1) 府負担金	977,991	3,184	981,175
	2) 府補助金	631,468	22,500	653,968
(19) 諸収入		240,769	32,204	272,973
	6) 雑入	227,152	32,204	259,356
(20) 市債		2,182,400	166,819	2,349,219

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)市債	2,182,400	166,819	2,349,219
歳入	合計	21,900,806	368,800	22,269,606

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,281,929	2,415	2,284,344
	1)総務管理費	1,678,599	2,388	1,680,987
	2)徴税費	331,581	△475	331,106
	7)諸費	756	502	1,258
(3) 民生費		9,699,285	47,402	9,746,687
	1)社会福祉費	2,473,674	15,530	2,489,204
	2)児童福祉費	3,640,904	31,510	3,672,414
	4)国民健康保険費	647,536	362	647,898
(4) 衛生費		1,537,427	45	1,537,472
	1)保健衛生費	434,577	45	434,622
(5) 農林水産業費		133,995	2,800	136,795
	1)農業費	128,606	2,800	131,406
(7) 土木費		1,304,265	743	1,305,008
	4)都市計画費	869,058	743	869,801
(8) 消防費		869,450	△12,674	856,776
	1)消防費	869,450	△12,674	856,776

款	項	補正前の額	補正額	計
(11)諸支出金		923,596	328,069	1,251,665
	1)公共施設整備基金費	159,085	308,069	467,154
	11)土地開発基金費		20,000	20,000
歳	出	合	計	
		21,900,806	368,800	22,269,606

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防債	千円 60,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 52,600	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
臨時財政対策債	1,050,000	〃	〃	〃	1,224,319	〃	〃	〃

平成 2 4 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9	地方特例交付金	50,200	△1,113	49,087			
(1)	地方特例交付金	50,200	△1,113	49,087			
	1) 地方特例交付金	50,200	△1,113	49,087	1. 地方特例交付金	△1,113	減収補てん特例交付金
10	地方交付税	2,562,424	124,030	2,686,454			
(1)	地方交付税	2,562,424	124,030	2,686,454			
	1) 地方交付税	2,562,424	124,030	2,686,454	1. 地方交付税	124,030	
12	分担金及び負担金	239,105	2,722	241,827			
(1)	負 担 金	200,432	2,722	203,154			
	1) 民生費負担金	175,299	2,700	177,999	1. 児童福祉費負担金	2,700	障害児通所施設負担金 2,430 障害児通所施設利用者負担金 270
	3) 衛生費負担金	22,792	22	22,814	1. 火葬場費負担金	22	
14	国庫支出金	3,617,244	18,454	3,635,698			
(1)	国庫負担金	3,412,294	16,824	3,429,118			
	1) 民生費負担金	3,412,294	16,824	3,429,118	2. 児童福祉費負担金	800	助産施設入所措置費負担金
					6. 保険基盤安定負担金	△148	
					10. 児童手当負担金	16,172	被用者分 6,831 非被用者分 773

款 14 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 民生費負担金

款 14 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 民生費負担金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
							被用者小学校修了前分 6,058 中学校修了前分 2,510
(2) 国庫補助金		188,713	1,630	190,343			
	1) 民生費補助金	85,982	130	86,112	6. 障害程度区分認定 等事業費補助金	130	障害者虐待防止対策支援事業補助金
	5) 総務費補助金		1,500	1,500	1. 津波対策推進事業 費補助金	1,500	
15 府支出金		1,718,878	25,684	1,744,562			
(1) 府負担金		977,991	3,184	981,175			
	1) 民生費負担金	977,991	3,184	981,175	1. 児童福祉費負担金	400	助産施設入所措置費負担金
					6. 保険基盤安定負担 金	418	
					11. 児童手当負担金	2,366	被用者分 681 非被用者分 328 被用者小学校修了前分 1,105 非被用者小学校修了前分 252
(2) 府補助金		631,468	22,500	653,968			
	2) 民生費補助金	505,663	22,500	528,163	11. 介護保険事業費補 助金	18,000	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金
					12. 地域福祉・子育て 支援交付金	1,200	
					13. 安心こども基金事 業補助金	3,300	

19 諸収入		240,769	32,204	272,973			
(6) 雑収入		227,152	32,204	259,356			
	2) 過年度収入	174	32,204	32,378	1. 過年度収入	32,204	平成23年度子ども手当国庫負担金 32,017 平成23年度児童扶養手当国庫負担金 186 平成23年度特別児童扶養手当事務委託金 1
20 市債		2,182,400	166,819	2,349,219			
(1) 市債		2,182,400	166,819	2,349,219			
	5) 消防債	60,100	△7,500	52,600	1. 消防施設整備事業債	△7,500	
	8) 臨時財政対策債	1,050,000	174,319	1,224,319	1. 臨時財政対策債	174,319	
歳入合計		21,900,806	368,800	22,269,606			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 8 臨時財政対策債

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,281,929	2,415	2,284,344	1,500	915		
				国庫支出金 1,500			
(1) 総務管理費	1,678,599	2,388	1,680,987	1,500	888		
				国庫支出金 1,500			
9) 企 画 費	60,239	2,388	62,627	1,500	888		
				国庫支出金 1,500			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△308		638
				11. 需 用 費	△727		2,208
				12. 役 務 費	△19		82
				13. 委 託 料	1,500		4,814
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,942		2,829
[2] 企画調整事務事業	337	1,942	2,279		1,942	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,942	3市3町広域福祉推進負担金	
[6] 総合計画策定事業	1,561	△1,054	507		△1,054	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	△308	総合計画審議会委員報酬	345
				11. 需 用 費	△727	印刷製本費	1,180
				12. 役 務 費	△19	郵便料	19
[8] 津波避難計画策定事業	2,562	1,500	4,062	1,500		政策推進課	

				国庫支出金 1,500 [津波対策推進事業 費補助金 1,500]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,500	津波避難計画策定委託料	2,562
(2) 徴 税 費	331,581	△475	331,106		△475		
1) 賦 課 費	223,647	△8,475	215,172		△8,475		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△7,776		94,116
				14. 使用料及び賃借料	△699		3,077
[2] 市税賦課事務事業	53,519	△5,475	48,044		△5,475	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△4,776	航空写真撮影業務委託料 固定資産税路線価付設業務委託料	△1,020 △3,756
				14. 使用料及び賃借料	△699	税務地図情報システム借上料 コムリーダー・プリンタ借上料	△336 △363
[3] 家屋経年異動調査事業	58,271	△3,000	55,271		△3,000	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,000	家屋全棟調査業務委託料	58,247
2) 徴 収 費	106,734	8,000	114,734		8,000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	8,000		20,000
[2] 市税徴収事務事業	29,490	8,000	37,490		8,000	税務課	

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 2 徴 収 費

款 2 総務費 項 2 徴税費 目 2 徴収費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	8,000	市税過誤納還付金及び還付加算金	20,000
(7) 諸 費	756	502	1,258		502		
1) 訴 訟 費	756	502	1,258		502		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	502		756
[1] 訴訟事務事業	756	502	1,258		502	総務課	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	502	弁護士報酬	756
3 民 生 費	9,699,285	47,402	9,746,687		45,338		
					2,064		
				分担金及び負担金	2,700		
				国庫支出金	16,954		
				府支出金	25,684		
(1) 社会福祉費	2,473,674	15,530	2,489,204		13,630		
					1,900		
				国庫支出金	130		
				府支出金	13,500		
8) 障害福祉費	1,202,281	130	1,202,411		130		
				国庫支出金	130		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	130		386

[6]障害者福祉増進事業	2,911	130	3,041	130		高齢障害介護課	
				国庫支出金 130			
				[障害者虐待防止対策支援事業補助金 130]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	130	消耗品費	31
9)老人福祉費	141,974	10,500	152,474	10,500			
				府支出金 10,500			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,500		56,316
[11]地域包括ケア推進事業	26,147	10,500	36,647	10,500		高齢障害介護課	
				府支出金 10,500			
				[介護基盤緊急整備等臨時特例補助金 10,500]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	10,500	地域支え合い体制づくり事業補助金	15,382
12)老人集会場費	22,959	4,900	27,859	3,000	1,900		
				府支出金 3,000			
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	4,900		14,273
[1]老人集会場維持管理事業	17,959	4,900	22,859	3,000	1,900	高齢障害介護課	

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 12 老人集会場費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 12 老人集会場費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 3,000 [介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 3,000]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	4,900	修繕料	14,273
(2)児童福祉費	3,640,904	31,510	3,672,414	31,438	72		
				分担金及び負担金 2,700			
				国庫支出金 16,972			
				府支出金 11,766			
1)児童福祉総務費	1,395,446	20,910	1,416,356	18,538	2,372		
				国庫支出金 16,172			
				府支出金 2,366			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	20,910		1,352,260
[13]児童手当事業		20,910	20,910	18,538	2,372	生活福祉課	
				国庫支出金 16,172 [被用者分 6,831] [非被用者分 773]			

				[被用者小学校修了前分 6,058]			
				[中学校修了前分 2,510]			
				府支出金 2,366			
				[被用者分 681]			
				[非被用者分 328]			
				[被用者小学校修了前分 1,105]			
				[非被用者小学校修了前分 252]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	20,910	児童手当費	
3) 母子福祉費	381,991	1,600	383,591	1,200	400		
				国庫支出金 800			
				府支出金 400			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	1,600		378,457
[3] 助産施設入所事業	4,800	1,600	6,400	1,200	400	生活福祉課	
				国庫支出金 800			
				[助産施設入所措置 費負担金 800]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 3 母 子 福 祉 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 400			
				[助産施設入所措置 費負担金 400]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	1,600	助産施設入所扶助費	4,800
5) 保育子育て支援 費	88,573	3,300	91,873	3,300			
				府支出金 3,300			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,300		
[2] 保育子育て支援 事業	13,473	3,300	16,773	3,300		保育子育て支援課	
				府支出金 3,300			
				[安心こども基金事 業補助金 3,300]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,300		
6) 保育所費	498,966	1,200	500,166	1,200			
				府支出金 1,200			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金 18. 備品購入費	420 780		82,006 330
[2] 保育事業	121,108	1,200	122,308	1,200		保育子育て支援課	

				府支出金 1,200 [地域福祉・子育て 支援交付金 1,200]			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	420	アルバイト賃金	82,006
				18. 備品購入費	780	器具購入費	330
8)子ども支援センター費	124,129	1,000	125,129	3,700	△2,700		
				分担金及び負担金 2,700			
				府支出金 1,000			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,000		4,985
[1]人件費事業	104,509	0	104,509	2,700	△2,700		
				分担金及び負担金 2,700			
				[障害児通所施設負 担金 2,430]			
				[障害児通所施設利 用者負担金 270]			
[3]児童発達支援事業	4,590	1,000	5,590	1,000		保育子育て支援課	
				府支出金 1,000 [介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 1,000]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 子 ども 支 援 セ ン タ ー 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 子 ども 支 援 セ ン タ ー 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,000	相談員謝礼	528
9) 地域子育て支援センター事業費	5,022	3,500	8,522	3,500			
				府支出金	3,500		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	1,500		396
				18. 備品購入費	2,000		76
[1] 地域子育て支援拠点事業	5,022	3,500	8,522	3,500		保育子育て支援課	
				府支出金	3,500		
				[介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 補 助 金 3,500]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	1,500	消耗品費	396
				18. 備品購入費	2,000	器具購入費 図書購入費	76
					1,000	1,000	
(4) 国民健康保険費	647,536	362	647,898	270	92		
				国庫支出金			
				△148			
				府支出金			
				418			
1) 国民健康保険費	647,536	362	647,898	270	92		
				国庫支出金			
				△148			
				府支出金			
				418			

				節 区 分	金 額			
				28.繰 出 金	362		647,536	
[1]国民健康保険特別会計繰出金事業	647,536	362	647,898	270	92	保険年金課		
				国庫支出金 △148				
				[保険基盤安定負担金 △148]				
				府支出金 418				
				[保険基盤安定負担金 418]				
				節 区 分	金 額			
				28.繰 出 金	362	国民健康保険事業特別会計への繰出金	647,536	
4 衛 生 費	1,537,427	45	1,537,472	22	23			
				分担金及び負担金 22				
(1)保健衛生費	434,577	45	434,622	22	23			
				分担金及び負担金 22				
7)火葬場費	52,594	45	52,639	22	23			
				分担金及び負担金 22				
				節 区 分	金 額			
				1.報 酬	45			
[4]火葬場建設事業	32,594	45	32,639	22	23			
				分担金及び負担金 22				

款 4 衛 生 費 項 1 保健衛生費 目 7 火葬場費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費 目 7 火葬場費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[火葬場費負担金 22]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	45	火葬場建設事業審査委員会委員報酬	
5 農林水産業費	133,995	2,800	136,795		2,800		
(1) 農 業 費	128,606	2,800	131,406		2,800		
4) 農 地 費	12,838	2,800	15,638		2,800		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	2,800		6,163
[1] 農業水路等維持 管理事業	12,838	2,800	15,638		2,800	産業振興課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	2,800	修繕料	6,163
7 土 木 費	1,304,265	743	1,305,008		743		
(4) 都市計画費	869,058	743	869,801		743		
1) 都市計画総務費	59,007	743	59,750		743		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	743		375
[3] 都市計画関連業 務事業	9,452	743	10,195		743		
				節 区 分	金 額		
				1. 報 酬	743	泉南市バリアフリー基本構想策定協議会委員報酬	225
8 消 防 費	869,450	△12,674	856,776	△7,500	△5,174		
				市債			
				△7,500			
(1) 消 防 費	869,450	△12,674	856,776	△7,500	△5,174		

				市債 △7,500			
1) 常備消防費	739,905	295	740,200		295		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	295		27,359
[11] 泉州南消防組合 負担金事業		295	295		295	消防本部	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	295	泉州南消防組合負担金	
4) 消防施設整備事 業費	81,284	△12,969	68,315		△7,500		
				市債 △7,500	△5,469		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 18. 備品購入費	△3,932 △9,037		7,600 66,000
[2] 消防車両整備事 業	66,184	△9,037	57,147		△7,500	△1,537	消防本部
				市債 △7,500			
				[消防施設整備事業 債 △7,500]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	△9,037	ポンプ自動車購入費 高規格救急車購入費	△6,377 △2,660
[3] 消防施設整備事 業	14,100	△3,932	10,168		△3,932	消防本部	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△3,932	調査委託料	6,600

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 4 消防施設整備事業費

款 11 諸支出金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 1 諸支出金	923, 596	328, 069	1, 251, 665		328, 069		
(1) 公共施設整備基金費	159, 085	308, 069	467, 154		308, 069		
1) 公共施設整備基金費	159, 085	308, 069	467, 154		308, 069		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	308, 069		121, 931
[1] 公共施設整備基金事業	159, 085	308, 069	467, 154		308, 069	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	308, 069	繰替運用返還金	121, 931
(11) 土地開発基金費		20, 000	20, 000		20, 000		
1) 土地開発基金費		20, 000	20, 000		20, 000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	20, 000		
[1] 土地開発基金事業		20, 000	20, 000		20, 000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	20, 000	繰替運用返還金	
歳 出 合 計	21, 900, 806	368, 800	22, 269, 606	39, 360	329, 440		
				分担金及び負担金 2, 722			
				国庫支出金 18, 454			

				府支出金 25,684			
				市債 △7,500			

款 11 諸支出金 項 11 土地開発基金費 目 1 土地開発基金費

地方債現在高補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中の起債見込額	当該年度末現在高見込額
1 . 普 通 債	473,100	11,948,177	465,600	11,940,677
(8) 消 防	60,100	307,818	52,600	300,318
3 . 臨時財政対策債	1,050,000	8,650,276	1,224,319	8,824,595
(1) 臨時財政対策債	1,050,000	8,650,276	1,224,319	8,824,595
計	2,335,900	22,717,885	2,502,719	22,884,704

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,559,868		8,559,868	38.4
(2) 地方譲与税	151,200		151,200	0.7
(3) 利子割交付金	21,600		21,600	0.1
(4) 配当割交付金	17,600		17,600	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,400		5,400	—
(6) 地方消費税交付金	634,400		634,400	2.8
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,000		49,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	66,300		66,300	0.3
(9) 地方特例交付金	50,200	△1,113	49,087	0.2
(10) 地方交付税	2,562,424	124,030	2,686,454	12.1
(11) 交通安全対策特別交付金	12,204		12,204	0.1
(12) 分担金及び負担金	239,105	2,722	241,827	1.1
(13) 使用料及び手数料	374,120		374,120	1.7
(14) 国庫支出金	3,617,244	18,454	3,635,698	16.3
(15) 府支出金	1,718,878	25,684	1,744,562	7.8
(16) 財産収入	36,387		36,387	0.2
(17) 寄 附 金	1,120		1,120	—
(18) 繰 入 金	532,622		532,622	2.4
(19) 諸 収 入	240,769	32,204	272,973	1.2
(20) 市 債	2,182,400	166,819	2,349,219	10.6
(22) 繰 越 金	827,965		827,965	3.7

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	21,900,806	368,800	22,269,606	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	306,801		306,801	1.4
(2) 総務費	2,281,929	2,415	2,284,344	10.2
(3) 民生費	9,699,285	47,402	9,746,687	43.8
(4) 衛生費	1,537,427	45	1,537,472	6.9
(5) 農林水産業費	133,995	2,800	136,795	0.6
(6) 商工費	62,093		62,093	0.3
(7) 土木費	1,304,265	743	1,305,008	5.9
(8) 消防費	869,450	△12,674	856,776	3.8
(9) 教育費	1,750,263		1,750,263	7.9
(10) 公債費	2,950,502		2,950,502	13.2
(11) 諸支出金	923,596	328,069	1,251,665	5.6
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	61,200		61,200	0.3
歳出合計	21,900,806	368,800	22,269,606	100.0

議案第 1 2 号

平成 2 3 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 3 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 13 号

平成 23 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 14 号

平成 23 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 15 号

平成 23 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 16 号

平成 23 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 17 号

平成 23 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 18 号

平成 23 年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 19 号

平成 23 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第20号

平成23年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成24年12月5日提出

泉南市長 向井通彦

議案第 2 1 号

平成 2 3 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 3 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 22 号

平成 23 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 23 号

平成 23 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 24 号

平成 23 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 25 号

平成 23 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 26 号

平成 23 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 27 号

平成 23 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 28 号

平成 23 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第 29 号

平成 23 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 24 年 12 月 5 日提出

泉南市長 向 井 通 彦